

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月27日
【発行者名】	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 阿部 修平
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎
【事務連絡者氏名】	田中 美紀子
【電話番号】	03 - 5435 - 8200
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	スパークス・ジャパン・スモール・キャップ・ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

スパークス・ジャパン・スモール・キャップ・ファンド

ただし、愛称として「ライジング・サン」という名称を用いることがあります。

（以下「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益証券です。（元本は1口＝1円）

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

購入申込受付日の基準価額とします。

*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。基準価額は便宜上1万口単位で表示することがあります。なお、基準価額につきましては、前日の基準価額が日本経済新聞の朝刊に掲載される（掲載名：ライジン）他、委託会社、販売会社（後記（8）申込取扱場所を参照）にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。

< 委託会社の照会先 >

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 【ホームページ】 http://www.sparx.co.jp/ 【電話番号】 03-5435-8200 （受付時間：営業日の9：00～17：00）

(5)【申込手数料】

購入申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。ただし、分配金の再投資には手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社が別に定める単位とします。

また、収益の分配時に、収益分配金を受取る「分配金受取コース」と税引き後の収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ただし、販売会社によってはどちらか1つのコースのみの取扱いの場合があります。

申込単位については、販売会社（後記（8）申込取扱場所を参照）までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成23年12月28日から平成24年12月27日までです。

* 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社にてお申込みを取扱います。販売会社については、委託会社までお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 [ホームページ] http://www.sparx.co.jp/ [電話番号] 03-5435-8200 (受付時間：営業日の9：00～17：00)

(9) 【払込期日】

ファンドの受益権の購入申込者は販売会社（上記（8）申込取扱場所を参照）が指定する日までに購入代金を販売会社に支払うものとし、振替受益権に係る購入申込日の発行価額の総額は、追加信託を行う日に、委託会社の口座を経由して、受託会社のファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社でお取扱します。

販売会社については、上記「(8)申込取扱場所」をご参照ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は以下の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込証拠金はありません。

日本以外の地域における発行は行いません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、日本の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目標に、積極的な運用を行うことを基本とします。

信託金の限度額

信託金の限度額は5,000億円です。なお、委託者は、受託者と合意のうえ、限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信 / 国内 / 株式」に分類されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券 不動産投信
追加型投信		その他資産 ()
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類定義 >

1. 単位型投信・追加型投信による商品分類 : 追加型投信
一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 投資対象地域による商品分類 : 国内
目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 投資対象資産(収益の源泉)による商品分類 : 株式
目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年 1 回	グローバル
一般	年 2 回	日本
大型株	年 4 回	北米
中小型株	年 6 回	欧州
債券	(隔月)	アジア
一般	年12回	オセアニア
公債	(毎月)	中南米
社債	日々	アフリカ
その他債券	その他	中近東
クレジット属性()	()	(中東)
不動産投信		エマージング
その他資産		
()		
資産複合		
()		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 属性区分定義 >

1. 投資対象資産による属性区分 : 株式 中小型株
目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
2. 決算頻度による属性区分 : 年 1 回
目論見書又は投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
3. 投資対象地域による属性区分 : 日本
目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※上記記載は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づく商品分類および属性区分を、委託会社が目論見書又は約款の記載内容等にて、分類し記載しております。
なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

ファンドの特色

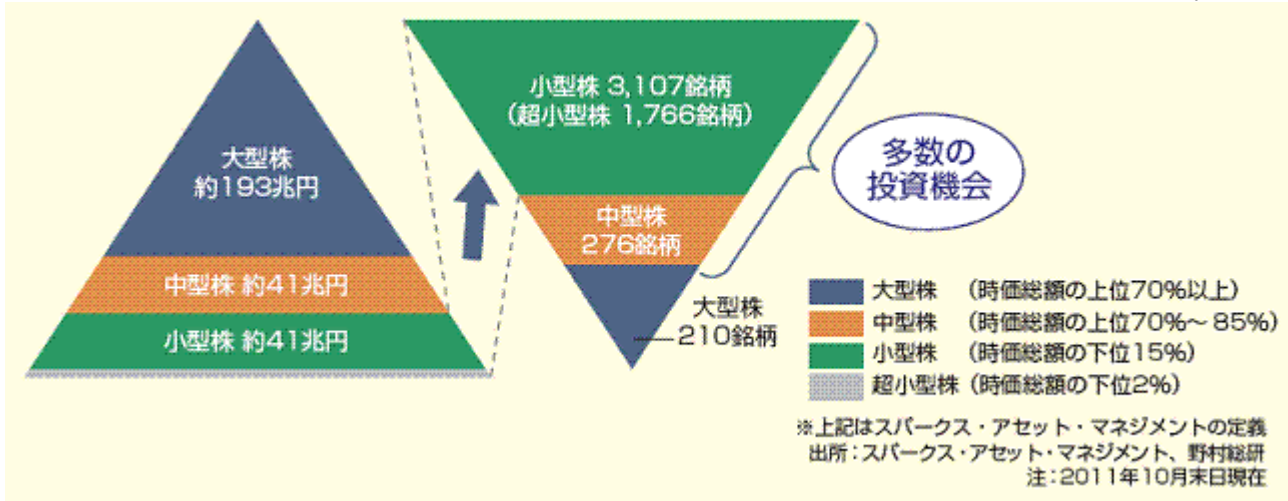
IT化、新技術開発、経営革新を進めている成長企業と日本社会の構造変化への適応力の高い企業に注目した、小型株式中心に投資するファンドです。

1. 銘柄選定基準として、以下の点に着目して投資を行います。
 - (1) 中長期的に高い成長が期待される企業
 - (2) 収益力に対して株価が割安に放置され、かつ経営体質の改善等変化の兆しが認められると判断した企業
 - (3) 上記の成長、変化を支える優秀な経営陣、技術等を有している企業
2. ベンチマークは J A S D A Q 指数 とします。 JASDAQ INDEX
3. 株式の組入比率は、高位に保つことを原則としますが、株式市場が中長期的かつ大幅に下落すると判断される場合は、組入比率を低めることにより、可能な限り機動的、弾力的に対処します。

< 魅力的な投資ユニバース >

当ファンドの主な投資対象である小型株式は、日本の全上場銘柄数の約9割に該当し、規模は小さくとも多数の投資機会が存在するといえます。

[日本株式市場の規模別時価総額と銘柄数]



運用の特徴

徹底したボトムアップ・リサーチにより、個別銘柄を選択します。

インベストメント・アプローチ

STEP1 3つの着眼点(企業収益の質、市場成長性、経営戦略)から企業の実態価値を計測する。

STEP2 実態価値と市場価値(株価)の差、バリュー・ギャップを計測する。

株価と企業の実態価値を比較した場合、何らかの理由によって一致していない場合が多く、このバリュー・ギャップを投資機会と捉えます。バリュー・ギャップが大きいほど、投資の候補となりますが、それだけでは十分ではありません。

STEP3 バリュー・ギャップを埋めるカタリストを勘案し投資を決定する。

カタリスト(きっかけ・要因)：株価が実態価値へ収れんするプロセス(バリュー・ギャップの解消)を促すきっかけ・要因をカタリストといいます。企業調査をする際に、もう一つの重要な要素となります。

カタリストの例：規制緩和や会計制度の変化といった外的要因もありますが、コーポレート・ガバナンスの変化等の内的要因が非常に大きなものです。

成長する企業を見つけるポイント



将来の収益・キャッシュフローを予測します。

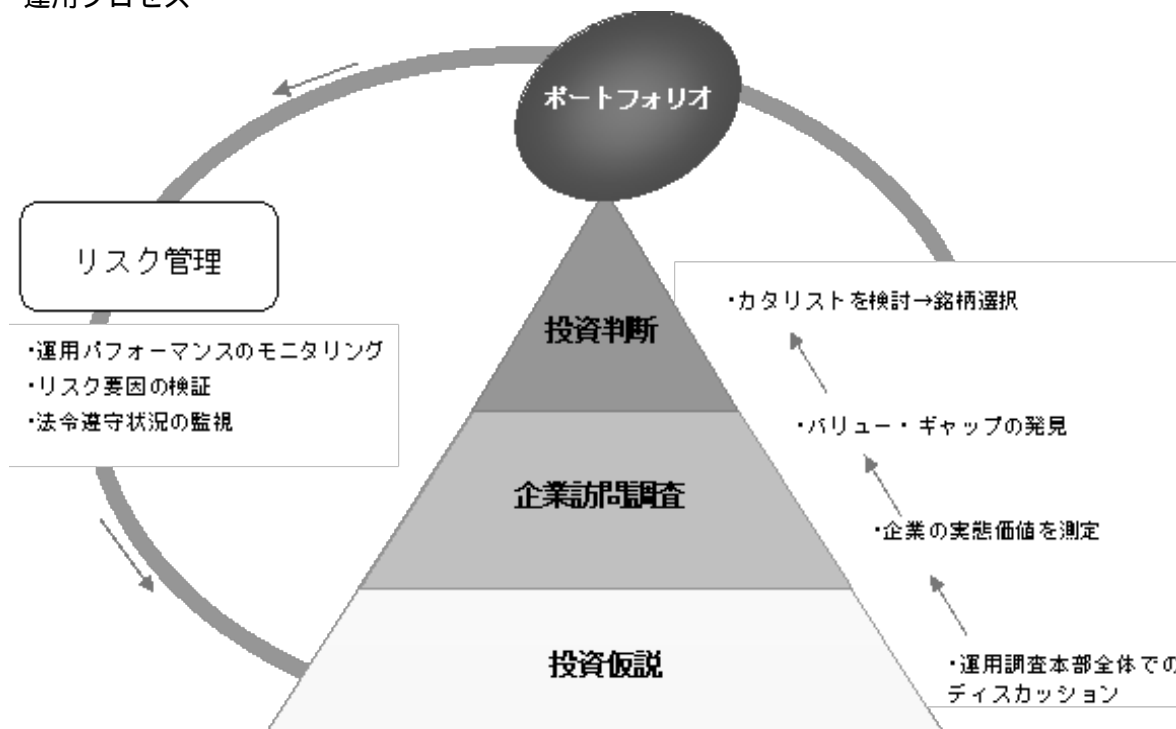
企業の実態価値(本質的価値)

バリュー・ギャップ
(価値の差)

カタリスト

企業の市場価値(株価)

運用プロセス



市場動向やファンドの資金動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社について

一貫した投資哲学と運用プロセスを実践する独立系運用会社です。

スパークスは、1989年の創業以来、株式市場を取り巻く環境がいかに厳しくとも「マクロはミクロの集積である」という投資哲学の下、ボトムアップ・リサーチを行っております。

親会社であるスパークス・グループ株式会社はJASDAQ市場（銘柄コード8739）に2001年12月に運用会社として初めて上場いたしました。

(2) 【ファンドの沿革】

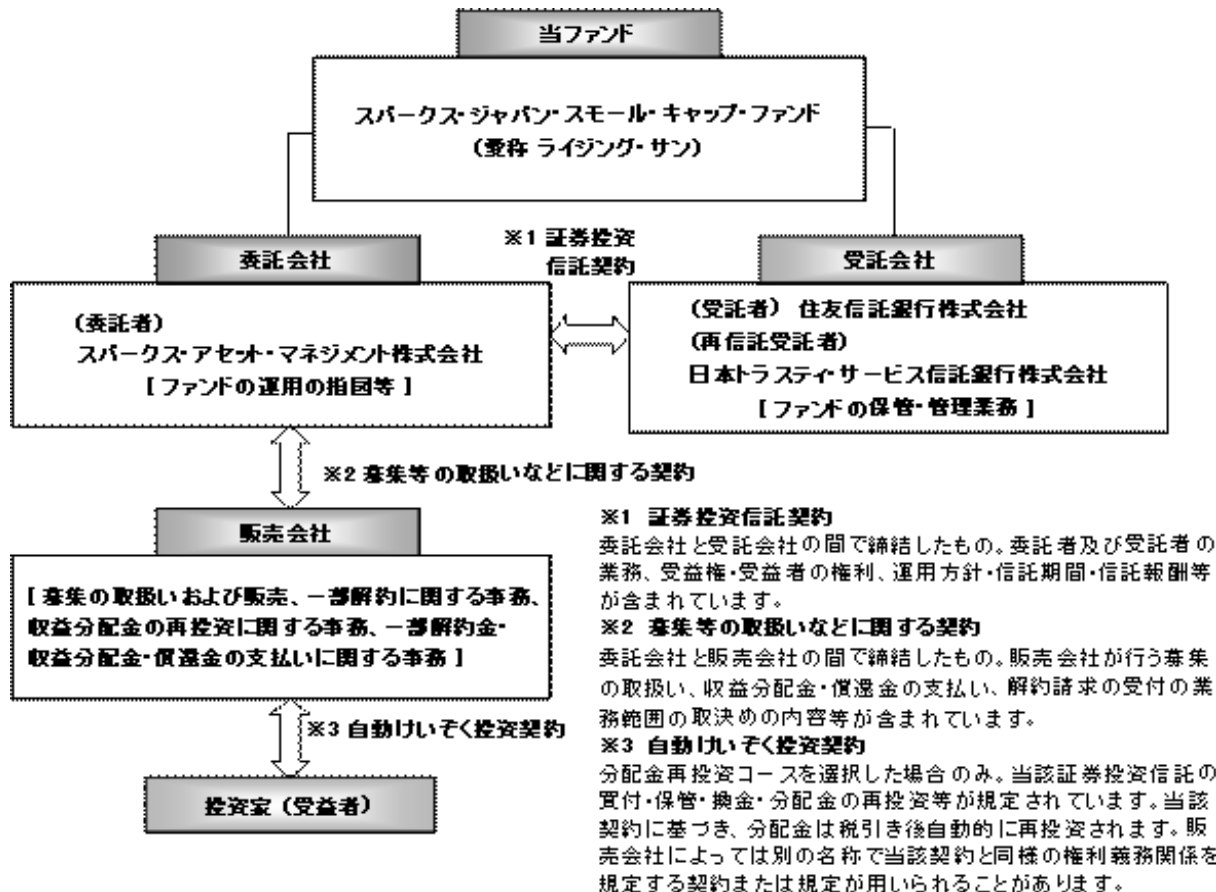
平成12年10月19日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成18年10月1日 ファンドの委託者としての業務をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社からスパークス・アセット・マネジメント株式会社へ承継。

信託期間を平成32年10月15日まで延長

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人



住友信託銀行株式会社は関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号を変更する予定です。

委託会社の概況

a. 資本金 25億円（平成23年10月末日現在）

b. 会社の沿革

平成18年 4月 持株会社への移行に伴い、スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社の子会社として、スパークス分割準備株式会社を設立。

平成18年 10月 商号をスパークス・アセット・マネジメント株式会社に変更。投資顧問業及び投資一任契約に係る業務並びに投資信託委託業をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社）より会社分割により承継。

平成22年 7月 スパークス証券株式会社を吸収合併し、第一種金融商品取引業を開始。

c. 大株主の状況（平成23年10月末日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
スパークス・グループ株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎	50,000株	100%

2【投資方針】**(1)【投資方針】**

投資対象としては、わが国の金融商品取引所上場株式の中で時価総額が低位な小型株式を中心に組入れます。

銘柄選定基準としては、(1) 中長期的に高い成長が期待される企業、(2) 収益力に対して株価が割安に放置され、かつ経営体質の改善等変化の兆しが認められると判断した企業、または(3) これらの成長、変化を支える優秀な経営陣、技術等を有している企業に着目し投資を行います。

ベンチマークはJASDAQ指数とします。

*「ベンチマーク」とは、ファンドの運用成績の比較対象となる指数または指標をいいます。

株式の組入比率は、高位に保つことを原則としますが、株式市場が中長期的かつ大幅に下落すると判断される場合は、組入比率を低めることにより可能な限り機動的、弾力的に対処します。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(2)【投資対象】

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。詳しい投資対象は以下の通りです。

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（約款第18条）

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限り、）

- ・先物取引等
- ・スワップ取引
- ・金利先渡取引および為替先渡取引

(c) 金銭債権

(d) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

(a) 為替手形

投資対象とする有価証券（約款第18条の2第1項）

委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1) 株券

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株予約権証券と社債券とが一体となった新株予約権付社債券（以下「分離型新株予約権付社債券」といいます。）の新株予約権証券を除きます。）

6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10) コマーシャル・ペーパー

11) 新株予約権証券（分離型新株予約権付社債券の新株予約権証券を含みます。以下同じ。）

12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) の証券または証書の性質を有するもの

13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

- 14) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で21)の権利の性質を有するもの
- なお、1)の証券、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品（約款第18条の2第2項、第3項）

前項 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

前項 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前記1)から6)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

- 1) 先物取引等の運用指図（約款第23条）

- (a) 委託者は信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。
- (b) 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

- 2) スワップ取引の指図（約款第24条）

- (a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の

提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

3) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図（約款第25条）

- (a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(3) 【運用体制】

当ファンドでは、平成23年10月末日現在、運用調査本部が運用・調査を担当しており、下記の意思決定プロセスに基づき、運用を行っております。

意思決定プロセス

- a. 運用指図の意思決定は「投資信託に係る運用管理規程」に従い、「第一投資政策委員会」において、投資環境の分析、市場動向見通し策定、期待リターンとリスクの予測などを実施、「運用計画書」において、運用戦略を審議の上、行われます。
- b. ファンドマネージャーは「第一投資政策委員会」において承認された運用戦略に基づき、「投資信託に係る運用管理規程」に従い、実際の投資活動を行います。第一投資政策委員会は、運用調査本部、リスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門の責任者等をもって構成し、原則として月2回開催する他、必要に応じ臨時開催します。

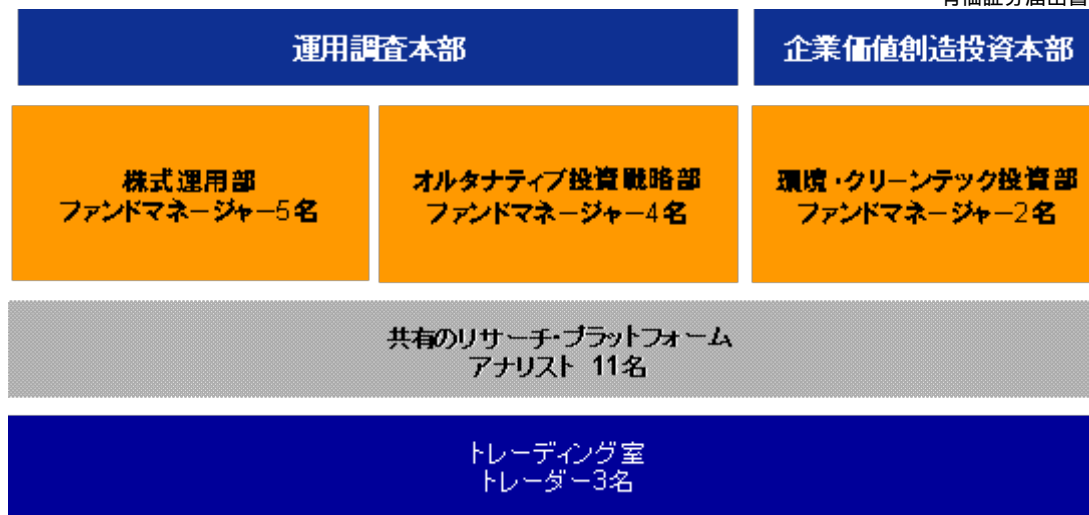
議決権の行使指図に関する基本的考え方

当社は、主として個別企業調査を重視したボトムアップ運用を行っており、当該企業の経営方針ならびにコーポレートガバナンス等に関する詳細な調査と十分な理解に基づいて、投資先企業の選定を行っております。したがって、議決権等に係る意思表示に際しては、原則として当該投資先企業の経営方針・戦略等を十分尊重したうえでこれを行います。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

受託会社（再信託受託会社）に対して、S A S 70（受託業務に関わる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受け取っており、また必要に応じて運営体制について実査することとしております。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社の運用体制（平成23年10月末日現在）



(4) 【分配方針】

年1回の決算時（原則として10月15日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の通り収益分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益等については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

上記の分配方針は将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

約款で定める投資制限

1) 株式への投資割合は、制限を設けません。（約款 運用の基本方針 3. 運用制限の（1））

2) 新株予約権証券への投資制限（約款第18条の2第4項）

委託者は、取得時において信託財産に属する新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

3) 外貨建資産への投資制限（約款第29条）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

4) 投資信託証券への投資制限（約款第18条の2第5項）

委託者は、取得時において信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

5) 同一銘柄の株式への投資制限（約款第21条第1項）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

6) 同一銘柄の新株予約権証券への投資制限（約款第21条第2項）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

7) 投資する株式等の範囲（約款第20条）

(a) 委託者が投資することを指図する株式、新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株予約権証券については、その限りではありません。

- (b) 前項(a)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 8) 信用取引の指図（約款第22条）
- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 9) 有価証券の貸付の指図（約款第26条）
- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面合計額を超えないものとします。
- (b) 前項(a) 1、2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 10) 有価証券の空売りの指図範囲（約款第27条）
- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または11)の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 11) 有価証券の借入れ（約款第28条）
- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 前項の借入れの指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- 12) 外国為替予約取引の指図および範囲（約款第29条の3）
- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建

資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(c) 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

13) 資金の借入れ（約款第37条）

(a) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

(c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令に定められた投資制限

a. デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

b. 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

当ファンドは、主として国内の株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。**従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**従って、預金保険の対象外です。また、登録金融機関による販売の場合は投資者保護基金の支払いの対象ではありません。

(1) 株価変動リスク

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。従って、当ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

(2) 中小型株式等への投資リスク

当ファンドは、中小型株式等へも投資します。こうした株式は、比較的新興であり、発行済株式時価総額が小さく、売買の少ない流動性の低い株式が少なくありません。その結果、こうした株式への投資はボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値で売却を余儀

なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。

(3)信用リスク

組入れられる株式や債券等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がることがあり、また、投資資金を回収できなくなることがあります。

(4)派生商品取引のリスク

当ファンドは先物取引やオプション取引などの派生商品に投資することがあります。派生商品の運用は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的で行うこともありますが、派生商品と価格変動リスクを回避されるべき原資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。また、これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

(5)一部解約による資金流出に伴うリスク

当ファンドの一部解約による資金流出に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の解約があった場合、解約代金を手当てするため保有有価証券を売却しなければならないことがあります。その際には市場動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動することがあります。

(6)運用制限に伴うリスク

当ファンドの運用は、規制上または社内方針等により売買を制限されることがあります。委託会社またはその関連会社（以下「委託会社グループ」）が投資を行っている（検討している場合を含む）銘柄も含め、特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限される場合があります。また委託会社グループが行う投資または他の運用業務に関連して、当ファンドにおいて投資にかかる売買を制限されることがあります。したがって、これらにより当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

<その他の留意事項>

システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。このような場合、一時的に換金等ができないこともあります。また、これらにより、一時的にファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスクなどもあります。

法令・税法・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税法・会計方針などは、今後変更される場合があります。

お申込・解約等に関する留意点

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止することができます。

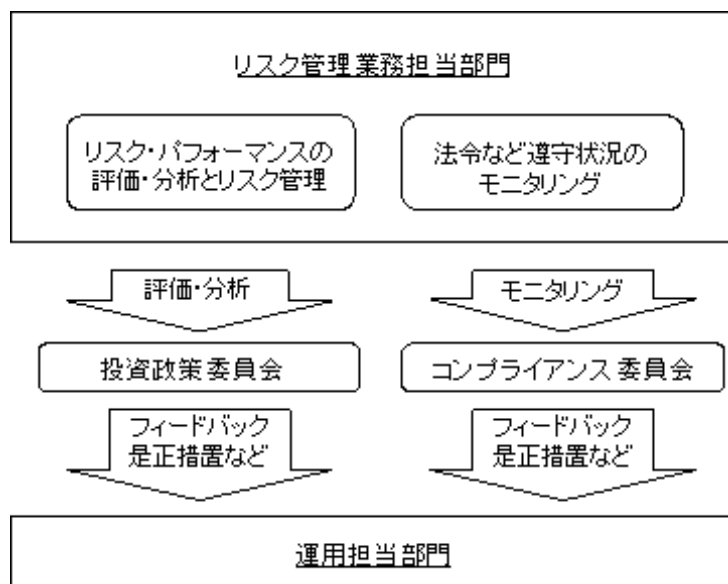
・信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たりの解約の金額に制限を設ける場合や、一定の金額を超える解約の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

<その他の留意点>

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

<リスクの管理体制>

委託会社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドの特性に沿ったリスク範囲内で運用を行うよう留意しています。また、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。



上記リスク管理体制は平成23年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。ただし、分配金の再投資には手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）時の手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額は、次に掲げる 信託報酬と 実績報酬との合計額とします。

信託報酬（約款第42条第1項）

- a. 信託報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.785%（税抜年1.7%）の率を乗じて得た金額とします。
- b. 信託報酬の支払いは、毎計算期間の最初の6ヵ月終了時および毎計算期末に当該終了日までに計上された金額、ならびに信託の終了時に終了日までに計上された金額が信託財産中から支弁されます。また、信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- c. 信託報酬に係る委託会社、販売会社および受託会社の間での配分は次の通りです。

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円未満の部分	年0.966% （税抜0.92%）	年0.735% （税抜0.70%）	年0.084% （税抜0.08%）
100億円以上 200億円未満の部分	年0.9135% （税抜0.87%）	年0.7875% （税抜0.75%）	年0.084% （税抜0.08%）
200億円以上 300億円未満の部分	年0.861% （税抜0.82%）	年0.84% （税抜0.80%）	年0.084% （税抜0.08%）
300億円以上 500億円未満の部分	年0.8085% （税抜0.77%）	年0.8925% （税抜0.85%）	年0.084% （税抜0.08%）
500億円以上の部分	年0.756% （税抜0.72%）	年0.945% （税抜0.90%）	年0.084% （税抜0.08%）

実績報酬（約款第43条）

- a. 実績報酬の額は次に掲げる通りとします。
 - イ. ファンドの各計算期間における日々の基準価額が、一定の「ハードル価格」（八.参照）を上回った場合、当該基準価額と当該ハードル価格の差額の100分の12.6（税抜100分の12）部分を実績報酬として計算し、信託財産の費用として計上されます。

ロ．この場合の計算期間は約款に定める信託の計算期間を1期として取扱います。

ハ．「ハードル価格」は以下のとおりとします。

1．期初に決定したハードルは計算期間を通じて一定の価格を保ちます。

2．ハードル価格の計算

ハードル価格 = (1 + ハードルレート) × 期初の基準価額

ただし、ハードルレートは年率5.00%とします。

したがって、ハードル価格 = 1.05 × 期初の基準価額となります。

3．2期目以降のハードル価格

前期末の基準価額（収益分配前）が前期のハードル価格を上回った場合

ハードル価格 = 1.05 × 前期末の基準価額

（ただし、収益分配があれば、分配落ちの後の基準価額）

前期末の基準価額（収益分配前）が前期のハードル価格を下回った場合

前期のハードル価格（ただし、収益分配があれば、分配落ち分を控除した価額）を当期のハードル価格とします。

（ご参考）

第12計算期間ハードル価格；17,153円（1万口当たりの数字です。）

* 第12計算期間は平成23年10月18日から平成24年10月15日までです。

b．実績報酬の支払は、毎計算期末に当該終了日までに計上された金額ならびに信託の終了時に終了日までに計上された金額が信託財産中から支弁されます。また、実績報酬に係る消費税等相当額を実績報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

c．実績報酬は全額委託会社が受け取るものとします。

実績報酬の留意点

毎日の基準価額は、前営業日の実績報酬が費用計上された後の価額です。

従って、解約される際に、解約時の基準価額から更に実績報酬が差し引かれるものではありません。また、その実績報酬は、決算時にファンドから支払われますが、この場合も実績報酬は既に費用計上されていますので、決算時の基準価額から更に実績報酬が差し引かれるものではありません。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。（約款第42条第2項）

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

先物取引やオプション取引等に要する費用

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他下記の諸費用

- 1) 受益権等の管理事務に関連する費用等
- 2) 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
- 3) 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4) 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5) 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含まれます。）
- 6) この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 7) この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託者は、上記の諸費用の支払を信託のために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、信託財産より受領することができます。ただし、委託者は、信託財産の規

模等を考慮して、信託の設定時または期間中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、それを変更することができます。

上記の諸費用は、信託の計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産中から委託者に対して支弁されます。

上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

1) 個人の受益者に対する課税

・ 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収の税率は、平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）となります。なお、上記10%の税率は、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・ 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益は譲渡所得とみなされ、譲渡益については、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です）。その税率は、平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）となります。平成26年1月1日以降は、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

解約時および償還時の差損については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）との通算が可能です。

2) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成25年12月31日までは7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。平成26年1月1日以降は、15%（所得税15%）となる予定です。

個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 各受益権毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が分配金を受取る際、a) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の金額が普通分配金となり、b) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（注）上記は平成23年10月末日現在の税法によるものです。

税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<ご参考>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して10%

上記は、平成23年10月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は2011年10月31日現在の状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	1,275,198,870	98.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		25,360,247	1.95
合計(純資産総額)		1,300,559,117	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】(上位30銘柄)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	上段: 簿価単価 (円) 下段: 評価単価 (円)	上段: 簿価金額 (円) 下段: 評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	株式	フルヤ金属	その他製品	14,900	3,470.00 3,300.00	51,703,000 49,170,000	3.78
2	日本	株式	GMOインターネット	情報・通信業	114,000	340.00 342.00	38,760,000 38,988,000	3.00
3	日本	株式	セイコーホールディングス	精密機器	192,000	192.00 198.00	36,864,000 38,016,000	2.92
4	日本	株式	京三製作所	電気機器	105,000	373.00 351.00	39,165,000 36,855,000	2.83
5	日本	株式	極東証券	証券・商品先物取引業	73,000	527.00 501.00	38,471,000 36,573,000	2.81
6	日本	株式	角川グループホールディングス	情報・通信業	14,300	2,551.00 2,470.00	36,479,300 35,321,000	2.72
7	日本	株式	サトーホールディングス	機械	35,600	1,049.00 965.00	37,344,400 34,354,000	2.64
8	日本	株式	ニフティ	情報・通信業	371	95,500.00 92,000.00	35,430,500 34,132,000	2.62
9	日本	株式	ウェザーニューズ	情報・通信業	12,300	2,514.00 2,481.00	30,922,200 30,516,300	2.35
10	日本	株式	住友鋼管	鉄鋼	57,000	479.00 505.00	27,303,000 28,785,000	2.21
11	日本	株式	日本ケミコン	電気機器	94,000	291.00 305.00	27,354,000 28,670,000	2.20
12	日本	株式	日信工業	輸送用機器	25,000	1,145.00 1,121.00	28,625,000 28,025,000	2.15
13	日本	株式	デジタルアーツ	情報・通信業	571	47,600.00 48,700.00	27,179,600 27,807,700	2.14
14	日本	株式	ミライト・ホールディングス	建設業	45,300	590.00 606.00	26,727,000 27,451,800	2.11
15	日本	株式	タクマ	機械	66,000	383.00 375.00	25,278,000 24,750,000	1.90
16	日本	株式	古河スカイ	非鉄金属	104,000	218.00 236.00	22,672,000 24,544,000	1.89
17	日本	株式	トーセイ	不動産業	1,090	22,460.00 22,170.00	24,481,400 24,165,300	1.86
18	日本	株式	日本輸送機	輸送用機器	113,000	213.00 212.00	24,069,000 23,956,000	1.84
19	日本	株式	セブン銀行	銀行業	168	141,400.00 140,900.00	23,755,200 23,671,200	1.82
20	日本	株式	三和ホールディングス	金属製品	97,000	237.00 237.00	22,989,000 22,989,000	1.77
21	日本	株式	大阪製鐵	鉄鋼	17,000	1,268.00 1,331.00	21,556,000 22,627,000	1.74
22	日本	株式	トモニホールディングス	銀行業	68,700	327.00 314.00	22,464,900 21,571,800	1.66
23	日本	株式	ユシロ化学工業	石油・石炭製品	22,900	979.00 925.00	22,419,100 21,182,500	1.63
24	日本	株式	ランドビジネス	不動産業	1,357	17,050.00 15,510.00	23,136,850 21,047,070	1.62
25	日本	株式	ドワンゴ	情報・通信業	149	143,600.00 140,600.00	21,396,400 20,949,400	1.61
26	日本	株式	住友軽金属工業	非鉄金属	292,000	70.00 68.00	20,440,000 19,856,000	1.53
27	日本	株式	DOWAホールディングス	非鉄金属	40,000	452.00 481.00	18,080,000 19,240,000	1.48
28	日本	株式	ポケットカード	その他金融業	69,400	278.11 273.00	19,300,952 18,946,200	1.46
29	日本	株式	品川リフラクトリーズ	ガラス・土石製品	85,000	211.00 220.00	17,935,000 18,700,000	1.44
30	日本	株式	NSD	情報・通信業	28,500	655.00 632.00	18,667,500 18,012,000	1.38

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/ 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	情報・通信業	19.74
		電気機器	8.48
		機械	8.46
		非鉄金属	5.75
		金属製品	5.43
		サービス業	4.64
		銀行業	4.44
		不動産業	4.41
		輸送用機器	4.00
		鉄鋼	3.95
		その他製品	3.78
		卸売業	3.54
		化学	3.13
		精密機器	2.92
		証券、商品先物取引業	2.81
		建設業	2.11
		石油・石炭製品	1.63
		その他金融業	1.46
		ガラス・土石製品	1.44
		繊維製品	1.29
		小売業	1.08
陸運業	1.06		
医薬品	1.03		
海運業	0.81		
保険業	0.65		
	合計	98.05	

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(2001年10月15日)	4,206,208,910	4,206,208,910	0.7620	0.7620
2期	(2002年10月15日)	2,853,912,260	2,853,912,260	0.6901	0.6901
3期	(2003年10月15日)	2,789,581,715	3,003,892,528	1.0413	1.1213
4期	(2004年10月15日)	1,917,851,879	1,925,964,574	1.1820	1.1870
5期	(2005年10月17日)	1,749,976,051	1,760,688,285	1.6336	1.6436
6期	(2006年10月16日)	3,807,743,029	3,807,743,029	1.6594	1.6594
7期	(2007年10月15日)	2,742,429,728	2,742,429,728	1.5860	1.5860
8期	(2008年10月15日)	1,064,196,485	1,064,196,485	0.7618	0.7618
9期	(2009年10月15日)	1,332,639,891	1,332,639,891	1.1776	1.1776
10期	(2010年10月15日)	1,078,516,427	1,078,516,427	1.0928	1.0928
11期	(2011年10月17日)	1,317,554,631	1,317,554,631	1.1576	1.1576
	2010年10月末日	1,049,963,664	-	1.0683	-
	2010年11月末日	1,134,198,297	-	1.1687	-
	2010年12月末日	1,221,221,146	-	1.2679	-
	2011年1月末日	1,328,556,704	-	1.3469	-
	2011年2月末日	1,377,612,856	-	1.3850	-
	2011年3月末日	1,315,834,844	-	1.2766	-
	2011年4月末日	1,301,376,346	-	1.2659	-
	2011年5月末日	1,308,711,061	-	1.2673	-
	2011年6月末日	1,317,783,843	-	1.2849	-
	2011年7月末日	1,286,074,599	-	1.2729	-
	2011年8月末日	1,381,772,305	-	1.2029	-
	2011年9月末日	1,340,844,149	-	1.1740	-
	2011年10月末日	1,300,559,117	-	1.1422	-

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
1期	自 2000年10月19日 至 2001年10月15日	0.0000
2期	自 2001年10月16日 至 2002年10月15日	0.0000
3期	自 2002年10月16日 至 2003年10月15日	0.0800
4期	自 2003年10月16日 至 2004年10月15日	0.0050
5期	自 2004年10月16日 至 2005年10月17日	0.0100
6期	自 2005年10月18日 至 2006年10月16日	0.0000
7期	自 2006年10月17日 至 2007年10月15日	0.0000
8期	自 2007年10月16日 至 2008年10月15日	0.0000
9期	自 2008年10月16日 至 2009年10月15日	0.0000
10期	自 2009年10月16日 至 2010年10月15日	0.0000
11期	自 2010年10月16日 至 2011年10月17日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	前期末 1口当たり純資産 (分配落)円	当期末 1口当たり純資産 (分配付)円	収益率 %
1期	自 2000年10月19日 至 2001年10月15日	1.0000	0.7620	△23.8
2期	自 2001年10月16日 至 2002年10月15日	0.7620	0.6901	△9.4
3期	自 2002年10月16日 至 2003年10月15日	0.6901	1.1213	62.5
4期	自 2003年10月16日 至 2004年10月15日	1.0413	1.1870	14.0
5期	自 2004年10月16日 至 2005年10月17日	1.1820	1.6436	39.1
6期	自 2005年10月18日 至 2006年10月16日	1.6336	1.6594	1.6
7期	自 2006年10月17日 至 2007年10月15日	1.6594	1.5860	△4.4
8期	自 2007年10月16日 至 2008年10月15日	1.5860	0.7618	△52.0
9期	自 2008年10月16日 至 2009年10月15日	0.7618	1.1776	54.6
10期	自 2009年10月16日 至 2010年10月15日	1.1776	1.0928	△7.2
11期	自 2010年10月16日 至 2011年10月17日	1.0928	1.1576	5.9

(注) 収益率は、計算期間末の1口当たり純資産額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産額（分配落の額、以下「前期末純資産額」という。）を控除した額を前期末純資産額で除して得た数に100を乗じて得た数字です。分配金は課税前のものです。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
1期	自 2000年10月19日 至 2001年10月15日	13,820,144,813 (0)	8,299,875,852 (0)
2期	自 2001年10月16日 至 2002年10月15日	66,768,717 (0)	1,451,687,537 (0)
3期	自 2002年10月16日 至 2003年10月15日	27,598,727 (0)	1,484,063,694 (0)
4期	自 2003年10月16日 至 2004年10月15日	24,137,132 (0)	1,080,483,246 (0)
5期	自 2004年10月16日 至 2005年10月17日	424,647,663 (0)	593,780,230 (0)
6期	自 2005年10月18日 至 2006年10月16日	1,524,456,067 (0)	301,034,818 (0)
7期	自 2006年10月17日 至 2007年10月15日	472,787,986 (0)	1,038,323,027 (0)
8期	自 2007年10月16日 至 2008年10月15日	9,731,688 (0)	341,904,191 (0)
9期	自 2008年10月16日 至 2009年10月15日	13,347,611 (0)	278,587,329 (0)
10期	自 2009年10月16日 至 2010年10月15日	46,486,395 (0)	191,258,652 (0)
11期	自 2010年10月16日 至 2011年10月17日	414,196,487 (0)	262,932,941 (0)

(注1) () 内の数字は本邦外における設定、解約口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

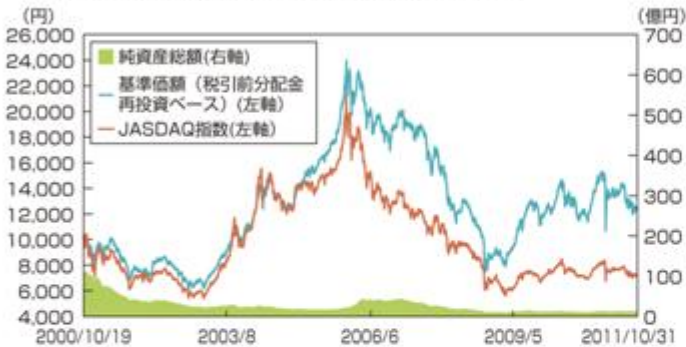
(参考情報)
運用実績

(2011年10月31日現在)

基準価額・純資産総額の推移、分配の推移

■ 基準価額(税引前分配金再投資ベース)・純資産総額の推移

当初設定日(2000年10月19日)～2011年10月31日



※1 基準価額(税引前分配金再投資ベース)は信託報酬および実績報酬等控除後のものであり、税引前分配金を再投資したものと計算したものです。

※2 JASDAQ指数は設定日前営業日(2000年10月18日)を10,000として指数化しております。

■ 基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	11,422円
純資産総額	13.0億円

■ 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2011年10月	0円
2010年10月	0円
2009年10月	0円
2008年10月	0円
2007年10月	0円
設定来累計	950円

※直近5期分の分配実績を記載しております。

主要な資産の状況

■ 資産配分

資産の種類	比率
株式	98.1%
キャッシュ等	1.9%

■ 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	業種	比率
1	フルヤ金属	その他製品	3.8%
2	GMOインターネット	情報・通信業	3.0%
3	セイコーホールディングス	精密機器	2.9%
4	京三製作所	電機機器	2.8%
5	極東証券	証券・商品先物取引業	2.8%
6	角川グループホールディングス	情報・通信業	2.7%
7	サトーホールディングス	機械	2.6%
8	ニフティ	情報・通信業	2.6%
9	ウェザーニューズ	情報・通信業	2.3%
10	住友鋼管	鉄鋼	2.2%

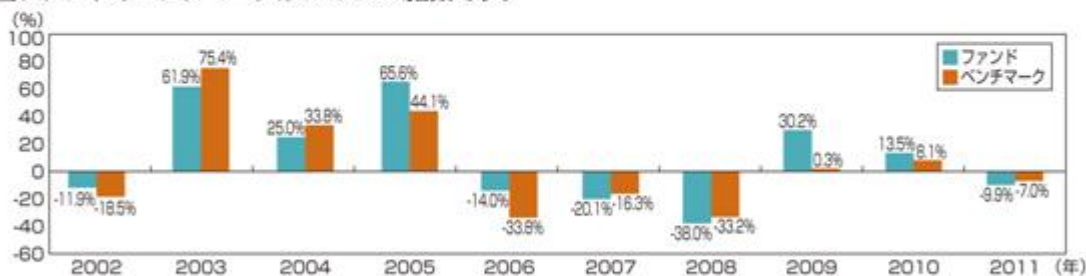
■ 組入上位10業種

順位	業種	比率
1	情報・通信業	19.7%
2	電気機器	8.5%
3	機械	8.5%
4	非鉄金属	5.7%
5	金属製品	5.4%
6	サービス業	4.6%
7	銀行業	4.4%
8	不動産業	4.4%
9	輸送用機器	4.0%
10	鉄鋼	4.0%

※比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはJASDAQ指数です。



※年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資ベース)をもとに算出した騰落率です。

※2011年は1月1日から10月末までの収益率を表示しています。

※当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。
※最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込期間の毎営業日に販売会社にて購入申込いただけます。
購入申込の単位は販売会社が別に定める単位とします。
また、収益の分配時に、分配金を受取る「分配金受取コース」と税引き後の分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ただし、販売会社によってはどちらか1つのコースのみの取扱いの場合があります。
詳しくは販売会社までお問い合わせください。
- (2) 購入申込時限
申込期間は平成23年12月28日から平成24年12月27日です。
* 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申込の受付は原則として午後3時までです。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。なお、販売会社によって受付時間が異なる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
- (3) 購入申込に係る制限
委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入申込を取り消すことができます。委託会社は、信託財産の安定した運用と受益者の公平性に資するため、受益権の購入申込に対して制限を設けることがあります。
- (4) 購入価額
購入申込受付日の基準価額です。
- (5) 購入時手数料
購入申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。ただし、分配金の再投資には手数料はかかりません。
- (6) 購入代金の支払い
販売会社が指定する期日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。
* 購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 毎営業日に販売会社にて換金申込ができます。
換金申込の単位は、販売会社が別に定める単位とします。
詳しくは販売会社までお問い合わせください。
- (2) 換金申込時限
換金申込の受付は、原則として午後3時までとします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。なお、販売会社によって受付時間が異なる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
- (3) 換金価額
換金申込受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。
信託財産留保額とは、解約に伴う資産売却などに対応するコストを換金時にご負担いただくものです。信託財産留保額は、ファンドに留保されるものであり、これにより、換金した受益者と保有を継続

される受益者との公平性を図るものです。

(4) 換金制限

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することができます。換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。

ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして、当該計算日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たりの換金申込の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金申込の受付時間に制限を設ける場合があります。

(5) 換金（解約）手数料

換金（解約）時の手数料はありません。

(6) 換金代金の支払い

換金代金は換金申込受付日から起算して5営業日目から支払いを開始します。

* 換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

ファンドに属する有価証券等の時価評価は、原則として、市場価額のある有価証券についてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、市場価額のない有価証券については取得価額、未上場の投資信託証券については基準価額に基づいて評価します。ただし、社団法人投資信託協会規則に従い、残存期間1年以内の公社債等については、原則として、取得価額と償還価額の差額を日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した額で評価します。「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。基準価額は便宜上1万口単位で表示することがあります。なお、基準価額につきましては、前日の基準価額が日本経済新聞の朝刊に掲載される（掲載名：ライジン）他、委託会社、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。

<委託会社の照会先>

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 [ホームページ] http://www.sparx.co.jp/ [電話番号] 03-5435-8200 (受付時間：営業日の9：00～17：00)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成12年10月19日から平成32年10月15日までとします。ただし、ファンドの償還条件に該当する場合は信託期間中においても信託を終了することがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

計算期間は、毎年10月16日から翌年10月15日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

年1回の決算時（原則として10月15日、休業日の場合は翌営業日）に収益配分方針に基づいて収益配分を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合もあります。

（分配金受取コースを選択の場合）

原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。

（分配金再投資コースを選択の場合）

収益分配金は税引後、自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。この場合、1口単位での申込となり、手数料はかかりません。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該分配金に係る決算日以前に設定された受益権で購入申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。「分配金再投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【その他】

ファンドの償還条件

イ．委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、この信託に係る受益権の口数が20億口を下回ったとき、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、繰上償還させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、繰上償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ．委託者は、前項の事項について、あらかじめ、繰上償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載

した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

八．前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

二．前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、イの繰上償還をしません。

ホ．委託者は、繰上償還をしないこととしたときは、繰上償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ヘ．八からホまでの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、八の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

約款の変更

イ．委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

ロ．委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

八．前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

二．前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、イの約款の変更をしません。

ホ．委託者は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

関係法人との契約更改等に関する手続き

販売会社との「募集・販売の取扱い等に関する契約」については、期間満了の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

運用報告書

委託会社は、ファンドの計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sparx.co.jp/>

なお、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

4【受益者の権利等】

分配・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。なお、分配金再投資コースを選択の場合、収益分配金は税引後、自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。この場合、1口単位での申込となり、手数料はかかりません。償還金は、原則として、償還日から起算して5営業日目までに支払を開始します。また、受益者が分配金については支

払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を、販売会社を通して委託会社に請求することができます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

受益者集会

受益者集会は開催しません。従ってその議決権は存在しません。

第3【ファンドの経理状況】

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当ファンドの財務諸表等に係わる財務諸表等規則並びに投資信託財産計算規則の改正についての対応状況は、下表の通りであります。

財務諸表等規則並びに投資信託財産計算規則改正		第10期計算期間 自 平成21年10月16日 至 平成22年10月15日	第11期計算期間 自 平成22年10月16日 至 平成23年10月17日
財務諸表等規則	平成20年8月7日付内閣府令第50号	同府令第2条第2項による経過措置を適用し、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。	改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
	平成22年9月30日付内閣府令第45号	同府令第3条第1項による経過措置を適用し、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。	改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
投資信託財産計算規則	平成23年7月8日付内閣府令第33号	改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。	同府令第2条による経過措置を適用し、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

2) 財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第10期計算期間(平成21年10月16日から平成22年10月15日まで)、及び第11期計算期間(平成22年10月16日から平成23年10月17日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」(昭和32年大蔵省令第12号)第3条第1項に基づく監査を受けております。

1【財務諸表】

スパークス・ジャパン・スモール・キャップ・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期計算期間末 (平成22年10月15日現在)	第11期計算期間末 (平成23年10月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,533,672	47,761,268
株式	1,059,881,410	1,269,040,800
未収入金	-	19,169,354
未収配当金	6,267,625	8,653,125
未収利息	33	65
流動資産合計	1,090,682,740	1,344,624,612
資産合計	1,090,682,740	1,344,624,612
負債の部		
流動負債		
未払金	-	14,589,301
未払解約金	806,577	120,488
未払受託者報酬	506,286	550,876
未払委託者報酬	10,252,353	11,155,268
その他未払費用	601,097	654,048
流動負債合計	12,166,313	27,069,981
負債合計	12,166,313	27,069,981
純資産の部		
元本等		
元本	986,925,223	1,138,188,769
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	91,591,204	179,365,862
（分配準備積立金）	211,306,537	174,124,803
元本等合計	1,078,516,427	1,317,554,631
純資産合計	1,078,516,427	1,317,554,631
負債純資産合計	1,090,682,740	1,344,624,612

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第10期計算期間	第11期計算期間
	自 平成21年10月16日 至 平成22年10月15日	自 平成22年10月16日 至 平成23年10月17日
営業収益		
受取配当金	24,414,885	26,777,613
受取利息	16,741	21,290
有価証券売買等損益	85,415,558	45,589,078
その他収益	365	29
営業収益合計	60,983,567	72,388,010
営業費用		
受託者報酬	1,033,542	1,066,585
委託者報酬	20,929,137	21,598,379
その他費用	1,227,083	1,266,337
営業費用合計	23,189,762	23,931,301
営業利益又は営業損失（ ）	84,173,329	48,456,709
経常利益又は経常損失（ ）	84,173,329	48,456,709
当期純利益又は当期純損失（ ）	84,173,329	48,456,709
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,942,857	31,247,994
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	200,942,411	91,591,204
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,984,483	101,442,086
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,984,483	101,442,086
剰余金減少額又は欠損金増加額	33,105,218	30,876,143
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	33,105,218	30,876,143
分配金	0	0
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	91,591,204	179,365,862

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第10期計算期間 自 平成21年10月16日 至 平成22年10月15日	第11期計算期間 自 平成22年10月16日 至 平成23年10月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	「株式」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	「株式」 同左
2. 収益及び費用の計上基準	(1)「受取配当金」 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日もしくは投資証券の権利落ち日において、確定配当金額もしくは確定収益分配金額、又は予想配当金額もしくは予想収益分配金額を計上しております。 (2)「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。	(1)「受取配当金」 同左 (2)「有価証券売買等損益」 同左
3. その他	-	当ファンドは、原則として毎年10月15日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日であるため、当計算期間を平成22年10月16日から平成23年10月17日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第10期計算期間末 (平成22年10月15日現在)	第11期計算期間末 (平成23年10月17日現在)
1 計算期間末日における受益権の総数	986,925,223口	1,138,188,769口
2 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0928円 (10,928円)	1.1576円 (11,576円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10期計算期間 自 平成21年10月16日 至 平成22年10月15日	第11期計算期間 自 平成22年10月16日 至 平成23年10月17日
1 分配金の計算過程 該当事項はありません。	1 分配金の計算過程 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

区分	第10期計算期間 自 平成21年10月16日 至 平成22年10月15日	第11期計算期間 自 平成22年10月16日 至 平成23年10月17日
----	--	--

1. 金融商品 に対する取 組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律 第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファン ドは、信託約款に定める運用の基本方針に基づき運 用を行っています。	同左
2. 金融商品 の内容及び その金融商 品に係るリ スク	<p>金融商品の内容</p> <p>当ファンドの当計算期間において投資した金融 商品の種類は、以下の通りであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券 <p>当ファンドが当計算期間の末日時点で保有す る有価証券の詳細は、「（その他の注記）2.有価証 券関係」の通りであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コールローン等の金銭債権及び金銭債務 <p>金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドは、以下のリスクを内包しております。</p> <p>A)市場リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株価等変動リスク <p>B)流動性リスク</p> <p>C)信用リスク</p>	同左
3. 金融商品 に係るリス ク管理体制	<p>弊社では、上記2の に掲げるリスクを適切に管理 するため、運用部門から独立した管理担当部門によ りモニタリング等のリスク管理を行っています。</p> <p>体制としては、リスク管理業務担当部門を中心とし て、リスク管理を行っています。また、リスク管理業 務担当部門を中心として、随時レビューが行われる 他、月次の投資政策委員会においてもレビューが行 われます。</p>	同左
4. 金融商品 の時価等に 関する事項 についての 補足説明	<p>当ファンドの時価には、市場価格に基づく価額のほ か、市場価額がない場合には、合理的に算定された価 額が含まれます。</p> <p>当該価額の算定においては一定の前提条件を採用 しているため、異なる前提条件等によった場合、当該 価額が異なることもあります。</p>	同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

区分	第10期計算期間 自 平成21年10月16日 至 平成22年10月15日	第11期計算期間 自 平成22年10月16日 至 平成23年10月17日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当ファンドにおいて投資している金融商品は原則として全て時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は生じておりません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>有価証券</p> <p>有価証券に該当する貸借対照表上の勘定科目、及びその時価の算定方法については、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）1. 有価証券の評価基準及び評価方法」の通りであります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>上記 以外のその他の科目については、帳簿価額を時価として評価しております。</p>	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第10期計算期間(自 平成21年10月16日 至 平成22年10月15日)

該当事項はありません。

第11期計算期間(自 平成22年10月16日 至 平成23年10月17日)

該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

区分	第10期計算期間		第11期計算期間	
	自 平成21年10月16日 至 平成22年10月15日		自 平成22年10月16日 至 平成23年10月17日	
期首元本額	1,131,697,480 円		986,925,223 円	
期中追加設定元本額	46,486,395 円		414,196,487 円	
期中一部解約元本額	191,258,652 円		262,932,941 円	

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	
	第10期計算期間末	第11期計算期間末
	(平成22年10月15日現在)	(平成23年10月17日現在)
株式	112,170,107	70,427,669
合計	112,170,107	70,427,669

3. デリバティブ取引関係

第10期計算期間(自 平成21年10月16日 至 平成22年10月15日)

該当事項はありません。

第11期計算期間(自 平成22年10月16日 至 平成23年10月17日)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式（平成23年10月17日現在）

銘柄コード	銘柄名	株式数(株)	評価単価(円)	評価金額(円)	備考
1417	ミライト・ホールディングス	45,300	590	26,727,000	
3608	T S Iホールディングス	41,500	396	16,434,000	
4401	A D E K A	16,400	803	13,169,200	
4403	日油	47,000	400	18,800,000	
5208	有沢製作所	29,000	360	10,440,000	
4549	栄研化学	13,300	968	12,874,400	
5013	ユシロ化学工業	22,900	979	22,419,100	
5351	品川リフラクトリーズ	85,000	211	17,935,000	
5449	大阪製鐵	17,000	1,268	21,556,000	
5457	住友鋼管	57,000	479	27,303,000	
5707	東邦亜鉛	34,000	325	11,050,000	
5714	D O W Aホールディングス	40,000	452	18,080,000	
5738	住友軽金属工業	292,000	70	20,440,000	
5741	古河スカイ	104,000	218	22,672,000	
5929	三和ホールディングス	97,000	237	22,989,000	
5943	ノーリツ	10,000	1,600	16,000,000	
5951	ダイニチ工業	18,600	924	17,186,400	
5981	東京製綱	27,000	182	4,914,000	
5999	イハラサイエンス	19,000	545	10,355,000	
6013	タクマ	66,000	383	25,278,000	
6158	和井田製作所	13,600	485	6,596,000	
6205	大阪機工	180,000	91	16,380,000	
6255	エヌ・ピー・シー	4,100	761	3,120,100	
6287	サトーホールディングス	35,600	1,049	37,344,400	
6332	月島機械	19,000	672	12,768,000	
6458	新晃工業	50,000	276	13,800,000	
6742	京三製作所	105,000	373	39,165,000	
6787	メイコー	15,000	800	12,000,000	
6837	京写	76,000	150	11,400,000	
6882	三社電機製作所	24,000	398	9,552,000	
6941	山一電機	33,200	204	6,772,800	
6997	日本ケミコン	94,000	291	27,354,000	
7105	日本輸送機	113,000	213	24,069,000	
7230	日信工業	25,000	1,145	28,625,000	
8050	セイコーホールディングス	192,000	192	36,864,000	
7826	フルヤ金属	14,900	3,470	51,703,000	
9069	センコー	46,000	290	13,340,000	
9119	飯野海運	28,000	406	11,368,000	
2326	デジタルアーツ	571	47,600	27,179,600	
3649	ピーエスシー	10,100	836	8,443,600	

3715	ドワンゴ	149	143,600	21,396,400	
3760	ケイブ	124	143,000	17,732,000	
3828	ニフティ	371	95,500	35,430,500	
4825	ウェザーニューズ	12,300	2,514	30,922,200	
9422	アイ・ティー・シーネットワーク	26,300	481	12,650,300	
9435	光通信	7,000	1,715	12,005,000	
9449	GMOインターネット	114,000	340	38,760,000	
9477	角川グループホールディングス	14,300	2,551	36,479,300	
9759	NSD	28,500	655	18,667,500	
3036	アルコニックス	8,300	1,752	14,541,600	
7599	ガリバーインターナショナル	2,600	3,240	8,424,000	
8125	ワキタ	18,000	460	8,280,000	
9810	日鐵商事	69,000	208	14,352,000	
2764	ひらまつ	260	55,000	14,300,000	
8410	セブン銀行	168	141,400	23,755,200	
8522	名古屋銀行	50,000	254	12,700,000	
8600	トモニホールディングス	68,700	327	22,464,900	
8706	極東証券	73,000	527	38,471,000	
8715	アニコムホールディングス	14,000	522	7,308,000	
8519	ポケットカード	11,900	279	3,320,100	
8877	日本エスリード	18,300	646	11,821,800	
8923	トーセイ	1,090	22,460	24,481,400	
8944	ランドビジネス	1,357	17,050	23,136,850	
2151	タケエイ	7,400	1,530	11,322,000	
2305	スタジオアリス	9,200	1,340	12,328,000	
2445	エスアールジータカミヤ	24,800	455	11,284,000	
2492	インフォマート	109	147,100	16,033,900	
4281	デジタル・アドバタイジング・コン ソーシアム	465	26,250	12,206,250	
合計		2,742,764		1,269,040,800	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(その他の注記)3. デリバティブ取引関係」に記載することとしています。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2011年10月31日現在)

I 資産総額	1,318,193,152 円
II 負債総額	17,634,035 円
III 純資産総額(I - II)	1,300,559,117 円
IV 発行済口数	1,138,673,730 口
V 1口当たり純資産額(III / IV)	1.1422 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換について

該当事項はありません。

(2) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(3) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

(4) 受益証券の再発行

委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成23年10月末日現在）

資本金	25億円
発行可能株式総数	50,000株
発行済株式総数	50,000株
最近5年間ににおける資本金の額の増減	
平成18年10月	資本金5,000万円から25億円へ増資

(2) 委託会社の機構（平成23年10月末日現在）

経営体制

当社の意思決定機関としてある取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会の決議をもって代表取締役を決定します。

代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い、業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めてある事項の他、当社の経営上重要な事項を決定します。

運用体制

1) 当ファンドでは、運用調査本部が運用・調査を担当します。下記の意思決定プロセスに基づき、運用を行います。

2) 意思決定プロセス

イ．運用指図の意思決定は「投資信託に係る運用管理規程」に従い、「第一投資政策委員会」において、投資環境の分析、市場動向見通し策定、期待リターンとリスクの予測などを実施、「運用計画書」において、運用戦略を審議の上、行われます。

ロ．ファンドマネージャーは「第一投資政策委員会」において承認された運用戦略に基づき、「投資信託に係る運用管理規程」に従い、実際の投資活動を行います。第一投資政策委員会は、運用調査本部、リスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門の責任者等をもって構成し、原則として月2回開催する他、必要に応じ臨時開催します。

2【事業の内容及び営業の概況】

金融商品取引法に定める金融商品取引業者として営業を行っております。

（関東財務局長（金商）第346号）

1) 投資顧問業

平成18年8月投資一任契約に係る業務の認可取得。平成元年に創業したスパークス投資顧問株式会社（平成12年3月社名変更後の商号：スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社））の業務を平成18年10月1日に承継しました。

2) 投資信託委託業

平成18年8月投資信託委託業の認可取得。平成12年3月に証券投資信託委託業の認可を取得したスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社）の事業を平成18年10月1日に承継しました。

委託者の運用する投資信託は平成23年10月31日現在次の通りです。

（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額（億円）
追加型株式投資信託	22	643
追加型証券投資信託	4	183
合計	26	826

3) 第一種金融商品取引業

平成22年7月1日をもってスパークス証券株式会社を吸収合併し、第一種金融商品取引業を開始しました。

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、前事業年度は改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、当事業年度は改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	2,383	2,121
預託金	-	500
未収委託者報酬	241	246
未収投資顧問料	291	320
前払費用	32	28
未収収益	0	67
未収入金	4	2
その他	0	6
流動資産合計	2,953	3,294
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 6	2 66
工具、器具及び備品	1 15	2 19
有形固定資産合計	21	86
無形固定資産		
ソフトウェア	52	24
無形固定資産合計	52	24
投資その他の資産		
投資有価証券	1,608	-
差入保証金	9	7
投資その他の資産合計	1,618	7
固定資産合計	1,692	117
資産合計	4,645	3,411
(負債の部)		
流動負債		
預り金	9	53
未払手数料	63	64
その他未払金	2 213	3 251
未払法人税等	7	5
未払消費税等	10	-
その他	0	-
流動負債合計	305	374
固定負債		
繰延税金負債	52	-
固定負債合計	52	-
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	-	1 0
特別法上の準備金合計	-	0
負債合計	357	375
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,500	2,500
資本剰余金		
資本準備金	1,453	104
その他資本剰余金	-	499
資本剰余金合計	1,453	603
利益剰余金		
利益準備金	-	145
その他利益剰余金		

繰越利益剰余金	490	212
利益剰余金合計	490	67
株主資本合計	4,443	3,036
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	155	-
評価・換算差額等合計	155	-
純資産合計	4,287	3,036
負債純資産合計	4,645	3,411

(2)【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		1,663		1,179
投資顧問料収入		1,252		1,114
受入手数料		-		188
その他営業収益		4		27
営業収益計		2,920		2,510
営業費用				
支払手数料		715		358
広告宣伝費		5		7
調査費		227		206
委託計算費		80		71
営業雑経費				
通信費		6		13
印刷費		0		7
協会費		5		6
諸会費		1		3
その他		2		2
営業費用計		1,045		676
一般管理費				
給料		707		884
役員報酬		42		75
給料・手当		664		722
賞与		0		87
旅費交通費		34		55
事務委託費	1	564	1	461
不動産賃借料		258		231
租税公課		18		14
固定資産減価償却費		59		70
交際費		2		5
諸経費		98		172
一般管理費計		1,744		1,896
営業利益又は営業損失()		130		62
営業外収益				
受取利息		7		7
為替差益		0		-
雑収入		5		4
営業外収益計		13		11
営業外費用				
為替差損		-		7
雑損失		1		0
営業外費用計		1		8
経常利益又は経常損失()		142		59
特別利益				
投資有価証券売却益		-	3	152
前期損益修正益	2	6		-
その他		0		-
特別利益合計		6		152
特別損失				
固定資産売却損	3	1		-
固定資産除却損	3	2	2	6
投資有価証券売却損		-	3	244

経営構造改革関連損失	0	53
金融商品取引責任準備金繰入額	-	0
特別損失合計	4	303
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	144	210
法人税、住民税及び事業税	2	2
法人税等合計	2	2
当期純利益又は当期純損失()	142	212

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,500	2,500
当期末残高	2,500	2,500
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,453	1,453
事業年度中の変動額		
準備金から剰余金への振替	-	1,453
資本準備金の積立	-	104
事業年度中の変動額合計	-	1,348
当期末残高	1,453	104
その他資本剰余金		
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	-	1,047
合併による増加	-	198
準備金から剰余金への振替	-	1,453
資本準備金の積立	-	104
事業年度中の変動額合計	-	499
当期末残高	-	499
資本剰余金合計		
前期末残高	1,453	1,453
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	-	1,047
合併による増加	-	198
事業年度中の変動額合計	-	849
当期末残高	1,453	603
利益剰余金		
利益準備金		
事業年度中の変動額		
利益準備金の積立	-	145
事業年度中の変動額合計	-	145
当期末残高	-	145
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	347	490
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	-	1,452
合併による増加	-	1,107
利益準備金の積立	-	145
当期純利益又は当期純損失()	142	212
事業年度中の変動額合計	142	702
当期末残高	490	212
利益剰余金合計		
前期末残高	347	490
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	-	1,452
合併による増加	-	1,107
当期純利益又は当期純損失()	142	212
事業年度中の変動額合計	142	557

当期末残高	490	67
株主資本合計		
前期末残高	4,301	4,443
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	-	2,500
合併による増加	-	1,305
当期純利益又は当期純損失()	142	212
事業年度中の変動額合計	142	1,406
当期末残高	4,443	3,036
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	116	155
事業年度中の変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	38	155
事業年度中の変動額合計	38	155
当期末残高	155	-
評価・換算差額等合計		
前期末残高	116	155
事業年度中の変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	38	155
事業年度中の変動額合計	38	155
当期末残高	155	-
純資産合計		
前期末残高	4,184	4,287
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	-	2,500
合併による増加	-	1,305
当期純利益又は当期純損失()	142	212
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	38	155
事業年度中の変動額合計	103	1,251
当期末残高	4,287	3,036

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。</p> <p>建物 8年～18年 工具、器具及び備品 3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。</p> <p>建物 2年～18年 工具、器具及び備品 2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>同左</p>
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>同左</p>
4. 引当金の計上基準	<p>賞与引当金</p> <p>従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p>	
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しております。これによる損益への影響はありません。</p> <p>(企業結合に関する会計基準等の適用)</p> <p>当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年 3月31日)	当事業年度 (平成23年 3月31日)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1百万円</p> <p>工具、器具及び備品 88百万円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債 その他未払金 121百万円</p>	<p>1. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金...金融商品取引法第46条の5</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 47百万円</p> <p>工具、器具及び備品 144百万円</p> <p>3. 関係会社に対する資産及び負債 その他未払金 93百万円</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>1. 関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費 433百万円</p> <p>2. 前期損益修正益の主な内容は、前事業年度末において見積計上されていた経営構造改革関連損失引当金の戻入であります。</p> <p>3. 固定資産売却損及び固定資産除却損の内訳</p> <p>固定資産売却損 工具、器具及び備品 1百万円</p> <p>固定資産除却損 工具、器具及び備品 2百万円</p>	<p>1. 関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費 393百万円</p> <p>2. 固定資産除却損の内訳</p> <p>建物 5百万円</p> <p>工具、器具及び備品 0百万円</p> <p>3. 投資有価証券売却益145百万円及び投資有価証券売却損244百万円は、親会社との取引により生じたものであります。</p>

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	50,000	-	-	50,000

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	50,000	-	-	50,000

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
臨時株主総会	普通株式	2,500	50,000	平成22年12月16日	平成22年12月17日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネーに限定し、資金調達については親会社による株式引受によっております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避する目的以外には利用せず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。また外貨建ての営業債権・営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、シードマネーとしてのファンド等時価のある有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、極めて限定的であると判断しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、「市場リスク管理規程」に基づき、外貨建て営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。

投資有価証券については、シードマネーとしての投資信託等時価のある有価証券であり、「自己資金運用規程」に基づき、毎月時価を把握し、取締役会に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,383	2,383	-
(2) 未収委託者報酬	241	241	-
(3) 未収投資顧問料	291	291	-
(4) 投資有価証券	1,608	1,608	-
資産計	4,524	4,524	-
(1) 未払手数料	63	63	-
(2) その他未払金	213	213	-
負債計	276	276	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬及び(3) 未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

シードマネーとしての投資信託等は公表される基準価額または合理的に算定された価格によっております。

負 債

(1) 未払手数料及び(2) その他未払金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,383	-	-	-
未収委託者報酬	241	-	-	-
未収投資顧問料	291	-	-	-
合計	2,916	-	-	-

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネーに限定し、資金調達については親会社による株式引受によっております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避する目的以外には利用せず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。また外貨建ての営業債権・営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、シードマネーとしてのファンド等時価のある有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、極めて限定的であると判断しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、「市場リスク管理規程」に基づき、外貨建て営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。

投資有価証券については、シードマネーとしての投資信託等時価のある有価証券であり、「自己資金運用規程」に基づき、毎月時価を把握し、取締役会に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,121	2,121	-
(2) 預託金	500	500	-
(3) 未収委託者報酬	246	246	-
(4) 未収投資顧問料	320	320	-
(5) 未収収益	67	67	-
資産計	3,255	3,255	-
(1) 預り金	53	53	-
(2) 未払手数料	64	64	-
(3) その他未払金	251	251	-
負債計	369	369	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収投資顧問料及び(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 預り金、(2) 未払手数料及び(3) その他未払金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,121	-	-	-
預託金	500	-	-	-
未収委託者報酬	246	-	-	-
未収投資顧問料	320	-	-	-
未収収益	67	-	-	-
合計	3,255	-	-	-

（有価証券関係）

前事業年度

1．その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	その他	412	283	128
	小計	412	283	128
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	その他	1,195	1,427	232
	小計	1,195	1,427	232
合計		1,608	1,711	103

2．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度

1．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他	1,619	152	244

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)																																								
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">27</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">94</td></tr> <tr><td>その他の税務調整項目</td><td style="text-align: right;">10</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">132</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">132</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">52</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">52</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">52</td></tr> </table>	繰延税金資産		繰越欠損金	27	その他有価証券評価差額金	94	その他の税務調整項目	10	繰延税金資産小計	132	評価性引当額	132	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	52	繰延税金負債合計	52	繰延税金負債の純額	52	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">144</td></tr> <tr><td>未払賞与否認</td><td style="text-align: right;">32</td></tr> <tr><td>未確定債務否認</td><td style="text-align: right;">8</td></tr> <tr><td>金融商品取引責任準備金</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>その他の税務調整項目</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">186</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">186</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td></tr> </table>	繰延税金資産		繰越欠損金	144	未払賞与否認	32	未確定債務否認	8	金融商品取引責任準備金	0	その他の税務調整項目	1	繰延税金資産小計	186	評価性引当額	186	繰延税金資産の純額	-
繰延税金資産																																									
繰越欠損金	27																																								
その他有価証券評価差額金	94																																								
その他の税務調整項目	10																																								
繰延税金資産小計	132																																								
評価性引当額	132																																								
繰延税金資産合計	-																																								
繰延税金負債																																									
その他有価証券評価差額金	52																																								
繰延税金負債合計	52																																								
繰延税金負債の純額	52																																								
繰延税金資産																																									
繰越欠損金	144																																								
未払賞与否認	32																																								
未確定債務否認	8																																								
金融商品取引責任準備金	0																																								
その他の税務調整項目	1																																								
繰延税金資産小計	186																																								
評価性引当額	186																																								
繰延税金資産の純額	-																																								
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。</p>																																								

（持分法損益等）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（共通支配下の取引）

当社は、平成22年7月1日をもって、当社親会社スパークス・グループ株式会社の100%子会社であるスパークス証券株式会社と合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業内容等

（平成22年3月31日現在）

	存続会社	消滅会社
商号	スパークス・アセット・マネジメント株式会社（当社）	スパークス証券株式会社
事業内容	投資運用業及び投資助言・代理業並びに第二種金融商品取引業	第一種金融商品取引業、投資助言・代理業及び情報提供コンサルティング業等
設立年月日	平成18年4月3日	平成10年5月7日
本店所在地	東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー	東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー
代表者	代表取締役社長 谷口 正樹	代表取締役社長 深見 正敏
資本金	2,500百万円	165百万円
発行済株式総数	50,000 株	3,300 株
営業収益	2,920百万円	376百万円
当期純利益	142百万円	20百万円
純資産	4,287百万円	1,277百万円
総資産	4,645百万円	2,092百万円
従業員数	95人	9人
事業年度の末日	3月31日	3月31日
大株主及び持株比率	スパークス・グループ株式会社（100%）	スパークス・グループ株式会社（100%）

(2) 企業結合日

平成22年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、スパークス証券株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

(5) その他取引の概要

合併の目的

投資運用業を主要事業としている当社と、当社及びグループ各社の運用する運用商品の販売等を主要事業としているスパークス証券株式会社の経営資源を集約することによって経営の効率化を図るとともに、商品の企画、その運用から販売、顧客サービスまでの一貫した体制を強化することによって、市場変化及び顧客ニーズへの迅速な対応を図り、運用事業を強化し成長の加速を図るため。

合併比率並びに合併交付金

当社及びスパークス証券株式会社は、いずれもスパークス・グループ株式会社の100%子会社であるため、本合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払はありません。

消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

（資産除去債務関係）

当事業年度末（平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

前事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

〔関連情報〕

当事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	バミューダ	その他	合計
1,633	451	425	2,510

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
スパークス・ファンド・シンフォニア	437	投信投資顧問業
SPARX Overseas Ltd.	375	投信投資顧問業

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[関連当事者情報]

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	12,404	純粋持株会社	(被所有)直接100	グループ管理会社	業務委託	433	未払金	121

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千米ドル)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	SPARX Overseas Ltd.	バミューダ諸島	1,562	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取	375	未収投資顧問料等	87

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

2 親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（ジャスダック証券取引所に上場）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	12,435	純粋持株会社	(被所有)直接100	グループ管理会社	業務委託 (注1)	393	未払金	92
							投資有価証券の売却 (注1)	1,597	-	-
							固定資産の購入 (注2)	84	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 固定資産の購入金額は、スパークス・グループ株式会社の帳簿価額を基礎に決定しております。

(注3) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千米ドル)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	SPARX Overseas Ltd.	バミューダ諸島	1,562	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取	375	未収投資顧問料	89
						販売会社	手数料の受取	72	未収収益	24
	Fairchild Advisors Limited	ケイマン諸島	0	資産運用業	なし	販売会社	手数料の受取	50	未収収益	42

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

2 親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場）

（ 1株当たり情報）

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
1株当たり純資産額	85,758円46銭	1株当たり純資産額	60,735円28銭
1株当たり当期純利益金額	2,844円92銭	1株当たり当期純損失金額()	4,248円09銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 (平成22年 3月31日)	当事業年度末 (平成23年 3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	4,287	3,036
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	-
普通株式に係る期末純資産額(百万円)	4,287	3,036
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	50,000	50,000

（注）2．1株当たり当期純利益又は当期純損失()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
当期純利益又は当期純損失()(百万円)	142	212
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失()(百万円)	142	212
普通株式の期中平均株式数(株)	50,000	50,000

（重要な後発事象）

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
<p>（共通支配下の取引）</p> <p>当社は、平成22年 4月28日開催の取締役会において、当社親会社スパークス・グループ株式会社の100%子会社であるスパークス証券株式会社と、平成22年 7月 1日（予定）を合併期日として合併することを決議いたしました。</p>			
<p>1. 結合当事企業の名称及びその事業内容等 (平成22年 3月31日現在)</p>			
	存続会社	消滅会社	
(1)商号	スパークス・アセット・マネジメント株式会社（当社）	スパークス証券株式会社	
(2)事業内容	投資運用業及び投資助言・代理業並びに第二種金融商品取引業	第一種金融商品取引業、投資助言・代理業及び情報提供コンサルティング業等	
(3)設立年月日	平成18年 4月 3日	平成10年 5月 7日	
(4)本店所在地	東京都品川区大崎1-11-2ゲートシティ大崎イーストタワー	東京都品川区大崎1-11-2ゲートシティ大崎イーストタワー	
(5)代表者	代表取締役社長 谷口 正樹	代表取締役社長 深見 正敏	
(6)資本金	2,500百万円	165百万円	
(7)発行済株式総数	50,000株	3,300株	
(8)営業収益	2,920百万円	376百万円	
(9)当期純利益	142百万円	20百万円	
(10)純資産	4,287百万円	1,277百万円	
(11)総資産	4,645百万円	2,092百万円	
(12)従業員	95人	9人	
(13)事業年度の末日	3月31日	3月31日	
(14)大株主及び持株比率	スパークス・グループ株式会社 (100%)	スパークス・グループ株式会社 当社(100%)	

2. 企業結合の法的形式

当社を存続会社、スパークス証券株式会社を消滅会社とする吸収合併

3. 結合後企業の名称

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

4. 取引の目的を含む取引の概要

(1) 合併の目的

投資運用業を主要事業としている当社と、当社及びグループ各社の運用する運用商品の販売等を主要事業としているスパークス証券株式会社の経営資源を集約することによって経営の効率化を図るとともに、商品の企画、その運用から販売、顧客サービスまでの一貫した体制を強化することによって、市場変化及び顧客ニーズへの迅速な対応を図り、運用事業を強化し成長の加速を図るため。

(2) 合併期日（効力発生日）

平成22年7月1日（予定）

なお、当該合併は、スパークス証券株式会社が行っている業務の全てを円滑に引継ぐために必要となる、当社における第一種金融商品取引業の登録等の要件を満たすことが条件となります。

(3) 合併比率並びに合併交付金

当社及びスパークス証券株式会社は、いずれもスパークス・グループ株式会社の100%子会社であるため、本合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払はありません。

(4) 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

5. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 改正平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
<p>(重要な資産の譲渡)</p> <p>当社は、平成22年 4 月28日開催の取締役会において、当社が保有する投資有価証券を譲渡することを決議いたしました。</p> <p>1. 譲渡の理由 後発事象（共通支配下の取引）に記載のとおり、スパークス証券株式会社との合併に備え、市場リスクを有する資産を、合併前に譲渡することにいたしました。</p> <p>2. 譲渡する相手先の名称 スパークス・グループ株式会社</p> <p>3. 譲渡資産の種類、譲渡前の用途 譲渡資産の種類 投資有価証券 譲渡前の用途 シードマネー</p> <p>4. 譲渡の時期 具体的な売却時期は銘柄ごとに異なりますが、概ね平成22年 6 月末までには売却を完了する予定であります。</p> <p>5. 譲渡価額 1,608百万円（予定）</p> <p>6. 当該事象の損益に与える影響 当該有価証券の譲渡に伴う売却損103百万円（予定）を、平成23年 3 月期において特別損失として計上する予定であります。</p>	

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定めるもの。

5【その他】

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名称 住友信託銀行株式会社

資本金の額 3,420億円（平成23年10月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

ただし、関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号を変更する予定です。

<再信託受託会社の概要>

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 510億円（平成23年10月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

再信託の目的 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

販売会社

名称	資本金の額 (平成23年10月末日現在)	事業の内容
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	405億円 (1)	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。

シティバンク銀行株式会社	1,231億円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて、証券投資信託の取扱いを行っています。
株式会社三井住友銀行	17,709億円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて、証券投資信託の取扱いを行っています。
株式会社SBI証券	479億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	74億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
中央三井信託銀行株式会社 (2)	3,996億円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	71億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。

1 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の資本金は平成23年11月24日現在のものです。

2 中央三井信託銀行株式会社は関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井アセット信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社と合併し、新商号を三井住友信託銀行株式会社とする予定です。

2【関係業務の概要】

受託会社：ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の管理・計算事務を行います。なお、信託事務の一部を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託します。

販売会社：受益権の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務および一部解約金、分配金、償還金の支払いに関する業務等を行います。

3【資本関係】

受託会社：該当事項はありません。

販売会社：該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (2) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について
金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。
詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
 - ・ 委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
 - ・ 請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
使用開始日を記載することがあります。
 - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - ・ 届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - ・ 届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
次の事項を記載することがあります。
 - ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨
の記録をしておくべきである旨
 - ・ ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。
ファンドの形態等を記載することがあります。
図案を採用することがあります。
- (3) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。
- (4) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (5) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成23年11月25日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスパークス・ジャパン・スモール・キャップ・ファンドの平成22年10月16日から平成23年10月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・ジャパン・スモール・キャップ・ファンドの平成23年10月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月20日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中**あらた監査法人**指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員指定社員 公認会計士 梅木 典子
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年11月19日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスパークス・ジャパン・スモール・キャップ・ファンドの平成21年10月16日から平成22年10月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・ジャパン・スモール・キャップ・ファンドの平成22年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月30日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中**あらた監査法人**指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社が、スパークス証券株式会社を吸収合併する旨の記載がある。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社が、保有する投資有価証券をスパークス・グループ株式会社へ譲渡する旨の記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。